町民参加型合意形成プラットフォーム構築業務仕様書

1 業務名

町民参加型合意形成プラットフォーム構築業務

2 業務目的

本町では、平成30年度に策定した「第2次与謝野町総合計画」において、分野別方針として「住民が主人公となるまち」の実現を掲げ、住民と行政との対話によるまちづくりや、まちづくりへの参画機会の充実に向けた取り組みを進めることとしている。

一方、「第2次与謝野町総合計画策定にかかるまちづくりアンケート報告書」(平成28年度実施)及び「与謝野町の施策に関する住民意識調査」(令和元年度実施)によると、若者及び子育て世代(15~39歳以下)のまちづくりへの参画が少なく、関心も低い結果となっている。また、町民と行政との対話の場は一定設置されているものの参加者の世代に偏りがみられ、多様な世代が選出されている各種審議会等においても議論の継続性に課題がある。

本事業においては、インターネットを活用して、関係人口を含む多様な町民の議論を経て施策及び計画等をつくりあげる仕組みを構築することにより、上記に示した課題解決を図り、町民参加型のまちづくりを推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年2月28日(月)まで

4 予算規模

1,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

(1) プラットフォーム構築業務

ア 意見交換及び意見集約等を行うことのできる機能を有したプラットフォームを インターネット上に構築

イ プラットフォームの運用及び保守

(2) プラットフォームを活用したワークショップ企画運営業務

ア ワークショップの企画立案

イ ワークショップの運営(ファシリテーション、意見集約等)

(3) 事業実施に係る効果測定及び分析

ア 事業実施計画の策定及び成果指標の設定

イ 継続的なデータ収集及び分析

ウ 分析結果に応じた施策の提案

(4) 実施結果の報告

ア 月に1回程度の定期的な進捗報告

イ 実施概要、実施結果及び成果の報告(画像、図表、数値データ等を用いて、できる限り分かりやすいものとする)

6 企画提案を求める具体的項目

- (1) プラットフォームの構築及び運用方法
 - ア 構築するプラットフォーム*の機能及び運用方法を示すこと。
 - ※自社開発以外のプラットフォームを使用する場合に要する経費は、委託料に 含めること。
 - ※プラットフォームの構築にクラウドサービスを利用する場合は、データセンターが日本国内にあり、国内法が適用される環境であること。

イ プラットフォーム構築までの期間を示すこと。

- (2) ワークショップの運営方法
 - ア ワークショップの実施時期、実施回数、主なターゲットを示すこと。
 - イ オンライン及びオフラインでのワークショップの運営方法を示すこと。
 - ウ 意見交換を活発にするための施策を示すこと。
- (3) 効果測定及び分析方法
 - ア 当該事業の有効性を図る成果指標の具体的な測定方法及び測定時期を示すこと。 イ プラットフォームの利用状況の収集及び分析方法を示すこと。
- (4) 実施体制及び実施スケジュール
 - ア業務の実施体制を示すこと。
 - イ 類似業務の実施実績を示すこと。
 - ウ 事業を効果的に実施するために、必要に応じて専門性やノウハウを有する事業 者と連携して実施する場合、当該連携により期待される効果を示すこと。
 - エ 準備及び効果測定等を含めた業務スケジュールを示すこと。
 - オ 今年度の実施を起点に、次年度以降、継続的又は発展的に事業展開する場合の想 定事業及び実施スケジュールを示すこと。
- (5) 見積り

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積りを示すこと。

- (6) 企画提案に係る参考資料
 - ア 第2次与謝野町総合計画

https://www.town.yosano.lg.jp/administration/plan/comprehensive-plan/465926/

- イ 第2次与謝野町総合計画策定にかかるまちづくりアンケート報告書 https://www.town.yosano.lg.jp/administration/relations-hearing/pubric-hearing/536830/
- ウ 与謝野町の施策に関する住民意識調査

https://www.town.yosano.lg.jp/administration/relations-hearing/pubric-hearing/533043/

7 成果物の提出

- (1) 実績報告書(A4·1部)
- (2) 上記に係る電子データ

8 業務実施上の条件

(1) 実施体制

ア本町と調整したスケジュールで実施すること。

- イ業務の推進にあたっては、本町と緊密な連携をとること。
- ウ 業務に関する主担当者を配置し、原則、その担当者が全ての業務を統括すること。 なお、受託者内で業務に必要な人材がいない場合は、受託者側において委託経費 の中から、必要な外部人材を招聘し業務に従事させること。
- エ 業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任してはならない。なお、 業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部を第三者 へ委任することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が、委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、与謝野町個人情報保護条例等の関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の 利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 立入検査等

本町は、事業の執行の適正を期するために必要があると判断したときは、受託者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類及びその他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

(5) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生 じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負 担において一切を処理すること。この場合、本町は紛争等の事実を知ったときは、請 負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の措置を講じるものと する。

(6) 賠償責任

受託者の責に帰すべき事由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(7) 著作権の譲渡等

ア無償譲渡

成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は、当該成果物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下、同じ。)

を当該成果物の引渡し時に本町に無償で譲渡する。

イ 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者(前項に該当する場合にあっては、関係者を含む。以下、同じ。)は、本町が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意すること。また、本町は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

ウ 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、本町が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、本町は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

エ 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は 当初の契約金額に含むものとする。

(8) その他

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を 進めるものとする。